

1. 議事日程第4号

(平成21年第7回大口町議会定例会)

平成21年6月17日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についてから、議案第53号 大口町道路線の認定についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第54号 固定資産評価員の選任について及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(討論・採決)
- 日程第4 議員提出議案第4号 肺炎球菌ワクチンの早期承認とヒブワクチンを含めた定期予防接種化を求める意見書提出について、及び議員提出議案第5号 北朝鮮の核実験に抗議する決議について(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第55号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第1工区)請負契約についてから、議案第57号 大口町副町長の選任についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 吉田正 | 2番 | 田中一成 |
| 3番 | 柘植満 | 4番 | 岡孝夫 |
| 5番 | 宮田和美 | 6番 | 酒井廣治 |
| 7番 | 丹羽勉 | 8番 | 土田進 |
| 9番 | 鈴木喜博 | 10番 | 齊木一三 |
| 11番 | 吉田正輝 | 12番 | 木野春徳 |
| 13番 | 倉知敏美 | 14番 | 酒井久和 |
| 15番 | 宇野昌康 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|--------------------|---------|
| 町 長 | 酒 井 鎧 | 教 育 長 | 長 屋 孝 成 |
| 地域協働部長 | 大 森 滋 | 健康福祉部長 | 村 田 貞 俊 |
| 建 設 部 長 | 近 藤 則 義 | 総 務 部 長 兼政策推進課長 | 森 進 |
| 生涯教育部長 | 三 輪 恒 久 | 会 計 管 理 者 | 星 野 健 一 |
| 行 政 課 長 | 掛 布 賢 治 | 学 校 教 育 課 長 | 近 藤 孝 文 |

5 . 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|---------|------------------|---------|
| 議会事務局長 | 小 島 幹 久 | 議 会 事 務 局 長 次 | 佐 藤 幹 広 |
|--------|---------|------------------|---------|

開議の宣告

議長（齊木一三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第42号から議案第53号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第2、議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についてから議案第53号 大口町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 倉知敏美議員。

総務建設常任委員長（倉知敏美君） 改めまして、皆様、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る6月5日の本会議におきまして、私ども総務建設常任委員会が付託を受けました6議案につきまして、慎重に審査いたしましたその内容と結果を議案の順に御報告申し上げます。

この委員会は、6月10日午前9時30分より役場3階の第1委員会室にて、委員さん全員の御出席と、酒井町長以下関係職員の出席を求めて開催をいたしました。

それでは最初に、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてから御報告申し上げます。

この議案に対しまして、条例上問題があって改正するのか、それとも新たな法律に伴い改正するのか、そして教育委員会職員にこれに該当する事項が生じているのかという問いに対しまして、県費負担教職員の職務専念義務について、既に通知等で運用されておるものを条例上明文化したものである、そういった答弁がありました。

そのほかには発言もなく、採決の結果、議案第45号は全員の賛成をもって原案のとおり可決

すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）の所管分について質疑に入りました。

まず、ふるさと雇用再生特別基金事業費の補助金について、緊急経済対策地域活性化臨時交付金2,100万円が予定されているが、いつごろ予算計上されるのかとの質問に、県には6月17日まで、国には6月30日までに計画書を提出することになっている。6月議会の補正には間に合わないし、9月議会では無理かと思うので、その間に臨時議会をお願いすることになるかもしれない、そういった答弁がございました。

さらに、緊急の経済対策であるから、6月議会に予算計上している自治体もあるんじゃないか。また、臨時交付金が確定したら、できるだけ早急に、しかも商工会や関係団体、住民、あるいは事業所等の意見、状況を把握しながら予算配分等を決定してほしいと、そういった旨の発言がありました。それに対しまして、近隣の状況は把握していないが、本町が遅いとは認識していない。住民の方やその団体の意見は、それぞれ所管に照会させ、経営会議で協議をしていく段取りである、そういう回答がございました。

そのほかに、非核平和推進事業の広島派遣が補助金から委託料になった理由について質問がありました。これに対しまして、今年度の機構改革にあわせて非核平和推進事業として行政課の方で統合をしていき、直接旅行者に委託する形態に切りかえたので、今回予算を組み替えたという答弁がありました。それならば、今まで所管であった教育委員会で蓄えたさまざまなノウハウの継承はきちんと行われているのかとの問いに、教育委員会、大口中学校と行政課で3回打ち合わせを行って、去年と同じ形態で進め、平和記念式典にも同じように参加できる予定である、そういった答弁がございました。

また、債務負担行為の電算システムの開発委託料110万3,000円の内容について質問がございました。これに対しまして、これは今回、日本国憲法の改正手続に関する法律が公布され、その21条の規定に基づく投票人名簿を調製するための電算システム構築に係る費用について、平成21年度と22年度の2年度にまたがって全額国から交付される。そのうち65%の204万7,000円を今回計上し、残り35%の110万3,000円は22年度に交付される予定であるから、2年にまたがってシステム構築をする債務負担行為として、契約の手続のために補正予算をお願いした、そういった答弁がございました。

そのほか発言もなく、採決の結果、賛成多数をもって議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更について、議案第51号 尾張土地開発公社定款の一部改正につ

いて、議案第52号 大口町道路線の廃止について及び議案第53号 大口町道路線の認定についてにつきましては、質疑もなく、採決の結果、4議案とも全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、総務建設常任委員会に付託されました6議案の審査内容とその結果の御報告を終わります。

議長（齊木一三君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。御苦労さまでした。

続いて、文教福祉常任委員長 丹羽勉議員。

文教福祉常任委員長（丹羽 勉君） 改めまして、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る6月5日本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました7議案の審査内容とその結果について御報告いたします。

委員会は、6月9日火曜日午前9時30分より午前11時30分まで第1委員会室において、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席を得て、慎重に審査いたしました。

付託を受けました議案は、既に本会議において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

初めに、議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定について質疑に入りました。

この条例を大口町の憲法と位置づけるなら、規則に委任するのは控えるべきではないかとの質問に、規則も条例の趣旨に基づいて制定されるものであり、策定会議に諮りながら議会にも報告して進めていくとの答弁がありました。

現在ある区域のほかに想定する地域自治組織はあるかとの質問に、研修で小学校区ぐらいがいいと聞きましたが、現時点ではそれが最適かどうかはわからないとの答弁がありました。

住民の連署は何人以上を想定しているかとの質問に、5名以上を考えており、規則で決め、議会に報告するとの答弁がありました。

条例の見直しは、住民が提案することは難しく、行政の必要なときにだけ見直すことになりかねないので、4年に1度見直すこととしたらどうかとの質問に、住民からは提案する制度があるほか、議会と町の執行機関には、社会や大口町に適合する内容にする努力目標を定めているので、期限を定めるのではなく、必要なときに改正するとの答弁がありました。

その後、条例の見直しについては、複数の委員から期限を定める見直しが求められました。

逐条解説と規則をつけるべきではないかとの質問に、今つくっている最中との答弁がありました。

職員はどの程度理解しているかとの質問に、経営会議で説明し、末端徹底を図ったところ、職員からも59件の指摘があり、修正してきたところであり、全職員が共有しているものと理解しているとの答弁がありました。

各区にはそれぞれ伝統があるが、その状態を把握しているかとの質問に、行政区ごとに実情が違うので、その実態を町も共有しながら進める必要があるとの答弁がありました。

策定会議との関係はどうなるのかとの質問に、今回の策定会議は規則を制定した段階で解散し、今後考え方を変えるとか、大きな見直しになったとき、新たに策定会議を立ち上げ、議論をして決めるとの答弁がありました。

そのほかの質問にも適切な答弁がなされ、質疑を打ち切りました。

その後、条例の見直しについて修正案が提出されました。修正案は、第28条に2項を加えるもので、お手元の資料のとおりです。

議案第42号 大町まちづくり基本条例の制定については、一部修正分を含めて採決した結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 大町国民健康保険税条例の一部改正について質疑に入りました。

介護納付金の基礎課税額が9万円から10万円に変更したときに改正すべきではなかったか、情報を確実に把握し、まとめてから一度に改正すれば二度手間にならなかったと思うがとの質問に、3月議会に国民健康保険税の税率改正をしたが、減額部分の改正も同時に行うべきところできていなかった。また、今後は二度手間にならないように十分考え、検討しながら進めていくとの答弁がありました。

介護納付金の基礎課税限度額9万円を超える方の人数、軽減を受ける方の人数はどれだけかとの質問に、21年度の国民健康保険税の賦課については、7月が本算定になっており、現在のところ数字は出ていないとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第44号 大町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 平成21年度大町町一般会計補正予算(第2号)(所管分)について質疑に入りました。

小学校費の地域に働きかける学校づくり推進事業委託料、中学校の学校サポート事業委託料とはどんな事業かとの質問に、小学校費の地域に働きかける学校づくり推進事業は、地域との

交流、地域とのかかわり、地域とのきずなづくりを主眼に、地域の行事に参加して学校をアピールするもの。また、中学校の学校サポート事業は、パソコンに卓越した3名を雇用し、情報教育・情報学習の充実を図るほか、校内の巡回、子供たちの相談を受けるという役割を担当するとの答弁がありました。

そのほかの質問にも適切に答弁がなされ、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

国は、介護保険のサービスに従事する職員の賃金の引き上げを求めているが、認定調査に係る臨時職員の賃金も引き上げる必要はないかとの質問に、特別な能力を持った方は一般事務と違う賃金体系をとっており、改定の時期、何年かのスパンの中で対応するとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について、及び議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました7議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 本会議で、この議案第42号の大口町まちづくり基本条例の制定についていろいろと執行部との間でやりとりがあった件について、さらに委員会では深められた点があるのかということでお尋ねをいたしますけれども、住民投票制度の問題であります。この条例の中には、住民投票にかけることができる事項から除くという事項がございますね。町の執行機関の権限でない事項、あるいは法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項、特定の住民または地域に関係する事項、議会や町の執行機関の組織、人事または財務に関する事項、

これらのほか住民投票にかけることが適当でない認められる事項、これらについては住民投票の対象にしないと、外すと規定されているわけですが、その理由は、町長など執行部の皆さんは住民の暴走を押さえる必要があると、このように本会議でおっしゃられました。そして、この条例を悪用される危険があると、このようにも申されました。私は本会議だけのやりとりでは、何を指してそういう住民の暴走とか、悪用されるというような言葉が出てきたのかということの意味が十分理解できず、質問回数も終わったわけでありませけれども、委員会ではこのような点についての質疑・応答はあったのでしょうか。

議長（齊木一三君） 暫時休憩といたします。

（午前 9時50分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 9時51分）

議長（齊木一三君） 丹羽勉委員長。

文教福祉常任委員長（丹羽 勉君） ただいまの田中議員からの御質問でございますが、いわゆる町長の暴走論発言につきましては質問がございましたが、議案に対して直接の質問でないと判断いたして、報告から割愛いたしました。

その内容でございますが、その暴走論に対しては、その答弁といたしまして、全体に倫理観を持って発議していただきたいという願いで申し上げたもので、決して住民に対して制約を設けるものではないという御答弁ございました。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定について、委員会の修正案を含め、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第42号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(齊木一三君) 全員起立であります。したがいまして、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長(齊木一三君) 全員起立であります。したがいまして、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を述べさせていただきます。

この改正部分については、先ほども委員長報告にありましたとおり、3月議会で提案があったものが含まれております。このときには、あわせて後期高齢者支援分の増税もありました。この後期高齢者支援分の増税については、私も確認したわけですが、4人家族で年収480万円で1万2,600円の年間の増税になっておりました。これは試算をさせていただきました。そして、今回はこの介護分の限度額9万円から10万円への引き上げ、こうしたものもこの中に含まれているわけですが、私はこの景気の悪い中で、こうした限度額の引き上げは今行うべきではないというふうに考えております。また、同時に低所得者への減免が盛り込まれております。この減免をきちっと運用するには、所得税の非課税の人でも住民税の確定申告をしないと適用されない人も出てきます。これはさきの一般質問でも指摘をさせていただいたとおりであります。ぜひそうした指導なども行っていただきますように要望し、この国民健康保険税条例の限度額の増税については反対の立場をさせていただきます。以上です。

議長(齊木一三君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の討論をさせていただきます。

本町の国民健康保険税については、所得割・資産割の応益割合と、均等割と平等割の応能割合との比率が50%近くになるよう設定されており、国保加入者の保険税については特定の方に負担が大きくなるよう適正に運営されております。これによって、軽減税率も2割軽減、5割軽減、さらに7割軽減と3段階の軽減ができるようになっており、被保険者にとっては県下の市町村と比較しても細かい配慮がなされているところであります。今回の大口町国民健康保険税条例の一部改正は、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の税率等の改正を行ったことにより、介護納付金分については基礎課税額の限度額の変更を行い、後期高齢者支援金分については軽減額を、均等割額については8%、世帯別平等割額については20%、現行より増額するものであります。

また、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、附則部分について必要な改正を行うものであり、適正な条例の一部改正であると考えます。

なお、今後も国民皆保険制度として、公平性・安定性を視野に入れた国民健康保険制度の各種施策への取り組みを要望し、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第43号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第44号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第45号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 委員長報告にもありましたように、この補正予算の中には改憲手続をやるための投票人名簿のシステム構築、こうしたことで債務負担行為と歳出の中でも予算の組み替えの財源補正が出ているところでもあります。これは、いわゆる憲法改正のための国民投票を行うための名簿の作成のための事務費であります。

ちなみに、今、国民の皆さんが憲法改正、とりわけ第9条についてどのような思いを持っているのかということで申しますと、改憲を主張しているマスコミで有名な読売新聞の調査によっても、半数以上の国民が第9条を守るべきだというふうに、世論は大きく変化をしているところでもあります。政府は、イラクに対する自衛隊の派遣についても、イラク南部のサマワ等非戦闘地域に派遣することは憲法違反じゃないといって派遣をしましたが、最終的には、戦地であるバクダッドまで小牧から飛行機を飛ばして、連日定期便のようにアメリカ兵や軍事物資を運んだという事件がございました。これは憲法違反ではないかという裁判がありまして、昨年、名古屋高等裁判所は明らかに現行法に照らしても、戦闘地域に自衛隊が行っているということは違反している行為であり、明らかに憲法違反であるということで、違憲判決を行いました。これは最終判決で、もう揺るがすことができません。国が敗訴したわけであります。

このように、今、国が憲法をじゅうりんして、自衛隊の海外派兵などを行っていることに対する厳しい法的な審判等も下っているところでもありますけれども、なお政府・与党は懲りずに、海賊対処法など国会でまだ成立もしていないのに、既に武器を持って、武器の使用可能というような考え方をもちながら、ソマリア沖にまで自衛隊を派兵しているという大変ひどい状況であります。これも明らかに憲法に違反した行為であると私どもは考えているところでもあります。

このような状況をかながみるときに、今の憲法、とりわけ第9条をしっかりと守りながら、アメリカのオバマ大統領が世界から核兵器をなくそうと呼びかけております。唯一の被爆国としてこの憲法第9条をしっかりと守りながら、日本とアジアと世界の平和に貢献をしていく、

そしてこの極東と世界から核兵器をなくしていく、そういう平和の立場にしっかりと立った施策こそ、今求められているところであり、憲法改正など、国民は決して望んでいない。そうしたところを見れば、こうした改憲手続のための名簿のシステム構築などという予算については到底賛成することができません。そうした立場で、この補正予算には反対をさせていただきます。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、主に国の緊急経済対策に係る事業費補助や、財団法人自治総合センターによる宝くじの収益金が確定したことに伴う補正であり、歳出では、雇用対策関連事業やコミュニティ事業助成金にそれぞれ適切に充当がなされております。

また、日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票の基礎となる投票人名簿システム構築に関連して、歳入では、システム構築に対する交付金として国庫委託金が計上されております。歳出では、その財源充当がされ、さらにそのシステム構築を来年度まで継続して委託するための債務負担行為が提案されております。

その他では、各種団体支援として派遣した職員の人件費や地域の安全に貢献された消防団員の退職金などが追加で計上がなされ、新たな県補助事業である学校づくり推進事業に係る委託金も計上されております。

以上、補正予算全般にわたり各種事業推進のために重要なものであり、それぞれの分野において適切な編成がなされているものと判断します。

よって、一般会計補正予算（第2号）について賛成するものであります。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第46号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第47号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第48号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第49号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第50号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 尾張土地開発公社定款の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第51号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 大口町道路線の廃止について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第52号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 大口町道路線の認定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第53号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号及び諮問第1号について（討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第3、議案第54号 固定資産評価員の選任について及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

議案第54号 固定資産評価員の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第54号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、諮問第1号の採決に入ります。

本案については適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号について（提案説明・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議員提出議案第4号 肺炎球菌ワクチンの早期承認とヒブワクチンを含めた定期予防接種化を求める意見書提出について及び議員提出議案第5号 北朝鮮の核実験に抗議する決議についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号について、木野春徳議員。

12番（木野春徳君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議案の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第4号

肺炎球菌ワクチンの早期承認とヒブワクチンを含めた定期予防接種化を求める
意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月17日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 大口町議会議員 | 木野春徳 |
| 賛成者 | 大口町議会議員 | 吉田正 |
| " | 大口町議会議員 | 岡孝夫 |
| " | 大口町議会議員 | 宮田和美 |
| " | 大口町議会議員 | 丹羽勉 |
| " | 大口町議会議員 | 鈴木喜博 |
| " | 大口町議会議員 | 酒井久和 |

肺炎球菌ワクチンの早期承認とヒブワクチンを含めた定期予防接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人に上ると推定されています。その約6割強がヒブ（Hib＝インフルエンザ菌b型）によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この二つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にこのヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されています。

また、細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3%～5%、肺炎球菌の場合で10%～15%の患児が死亡しています。生存した場合でも10%～20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防することができます。ヒブワクチンは世界100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種されています。肺炎球菌については、肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界80カ国以上で承認され、米国やオーストラリア等で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しており、効果は高いです。しかし日本では、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）は現在、治験を終え承認審査段階にあります。

既に認可されているヒブワクチンと併せて、肺炎球菌ワクチンを定期接種化することにより、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができます。早期発見が難しく、迅速な治療を施しても

予後が悪く、さらに薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要です。細菌性髄膜炎の予防に関する肺炎球菌ワクチンの早期承認とヒブワクチンを含めた定期予防接種化について、強く要望いたします。

記

- 1 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手立てを講じること。
- 2 速やかに細菌性髄膜炎（肺炎球菌及びインフルエンザ菌b型によるもの）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月17日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

| | |
|-------------------------|------|
| 衆議院議長 | 河野洋平 |
| 参議院議長 | 江田五月 |
| 内閣総理大臣 | 麻生太郎 |
| 財務大臣・ 経済財政政策 担当大臣 | 与謝野馨 |
| 総務大臣 | 佐藤勉 |
| 厚生労働大臣 | 舩添要一 |

以上です。

議長（齊木一三君） 続いて、議員提出議案第5号について、酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議員提出議案第5号の提案説明を朗読をもってさせていただきます。

議員提出議案第5号

北朝鮮の核実験に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月17日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 大口町議会議員 | 酒井廣治 |
| 賛成者 | 大口町議会議員 | 吉田正 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 柘植満 |
| 〃 | 大口町議会議員 | 鈴木喜博 |

” 大口町議会議員 吉田正輝
” 大口町議会議員 木野春徳
” 大口町議会議員 酒井久和

北朝鮮の核実験に抗議する決議

5月25日、北朝鮮は、国連決議や6か国協議共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、2回目の核実験を強行しました。

このことは、日本を含むアジア地域の平和と安定を脅かすものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であります。12日には、国連安全保障理事会において北朝鮮に対する制裁を定めた決議案が採択され、唯一の被爆国の日本としても到底容認できるものではありません。

北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、朝鮮半島の非核化に取り組むよう求めるとともに、日本政府においても国際社会の理解と協力を得つつ、全世界の非核化に向けた外交努力を今一層強めるよう求めます。

大口町議会は、昭和60年に「平和と国際協調を理念とした平和憲法の本質から、核兵器の全面廃絶は全人類の死活にかかわる重要な緊急の課題である」とし「平和行政を積極的に推進し、核兵器廃絶の世論を喚起するため」非核平和宣言を議決しています。「非核平和宣言」をした議会として北朝鮮の核実験に断固抗議します。

以上、決議する。

平成21年6月17日

愛知県丹羽郡大口町議会

以上です。

議長（齊木一三君） 以上で、提案説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号及び第5号については質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第4号について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第4号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第5号について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第5号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号から議案第57号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第5、議案第55号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約についてから、議案第57号 大口町副町長の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第55号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約について及び議案第56号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約についてであります。

大口北小学校整備工事の第1工区及び第2工区の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、生涯教育部長より説明をさせていただきます。

次に、議案第57号 大口町副町長の選任についてであります。

まずもって、議長さんには、ここ数日にわたって御苦勞と御心勞をいただきましたことに、改めておわびを申し上げます。また、本日も早朝より議会運営委員会をお開きいただき、スム

ーズに上程についてお取り計らいをいただきましたことに、まずもって委員長さん、そして委員の皆様方に感謝を申し上げます。

これまでの経緯について御説明をさせていただきます。

5月28日の臨時議会で人事案件は否決となり、その折、議長さん、議運の委員長さんに再度の御検討をお願い申し上げました。その日の午後に、幹部であります各部長、会計管理者、あるいは議会事務局長、教育長さんにお集まりをいただき、人事案件の今後について、他の候補者を含めて御審議をいただきました。町政から考えても他の人選はない。しかし、同じことを繰り返すことのないよう配慮をと、こういう御意見でありました。

当事者につきまして、副町長であれ、職員であれ、今、町として大変な時期にあり、自分の役割を果たしたいと、進退については町長にお任せをしたい、こういう言葉をいただきました。また、町の有識者の方々、いろいろと話を伺い、人選に対して御賛同をいただいております。

きょうは、会派の縛りを解くとお聞きしております。議員お一人お一人の考え方で御判断をいただけるものと考えております。

ここで、大変恐縮ではありますが、二つのお願いがあります。一つは本件に対して皆さん方に賛同をいただきますとともに、また反対意見もあろうかと思っております。そうした意見を直接いただきながら、今後に資していきたいというふうに思っておりますので、直接の御意見がいただければと思っております。

二つ目は、情報公開であります。今回の投票について、記名、あるいは挙手による方法で賛否をお願いできればと思っております。今、大変重要なまちづくりの時期にあり、このことに対して住民の皆さん、あるいは私ども職員も一緒になって考えていきたい、そういう重要な時期でありますので、このことにつきましては格段の御配慮を賜ればと思っております。

以上申し上げ、現在不在の副町長につきましては、丹羽郡大口市竹田二丁目183番地、昭和26年9月2日生まれ、森進氏を地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

以上、3議案についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
議長（齊木一三君） 議案第55号及び議案第56号について、生涯教育部長、説明願います。
生涯教育部長（三輪恒久君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第55号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約について説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る6月11日、入札執行を行いました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、提出するものであります。

契約の内容につきましては、1. 契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わ

くわく小学校整備工事（第1工区）。2．契約の方法、制限付一般競争入札。3．契約金額11億7,452万4,750円。4．契約の相手方、名古屋市中区錦三丁目4番6号、東亜建設工業株式会社名古屋支店、支店長 石井湧太郎。5．工期、契約締結の翌日から平成22年3月19日までとなっております。

なお、参考資料といたしまして、制限付一般競争入札執行調書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第56号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子くわく小学校整備工事（第2工区）請負契約について説明をさせていただきます。

この案件につきましても、去る6月11日、入札執行を行いました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、提案するものであります。

契約の内容につきましては、1．契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子くわく小学校整備工事（第2工区）。2．契約の方法、指名競争入札。3．契約金額6,557万9,850円。4．契約の相手方、江南市古知野町牧森107番地、松岡建設株式会社、代表取締役松岡一成。5．工期、契約締結の翌日から平成22年3月19日までとする。

なお、参考資料といたしまして、指名競争入札執行調書を添付しておりますので、御参照ください。

以上をもちまして、2議案の説明を終わります。

議長（齊木一三君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

会議の途中ですが、議案精読のため、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時37分）

議長（齊木一三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（齊木一三君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたします。議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第55号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子くわく小学校整備工事（第1工区）請負契約について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 第 1 工区は 11 億 7,452 万 4,750 円、それから第 2 工区が 6,557 万 9,850 円でございます。北小学校の工事については総額 18 億円ということで、今年度予算が計上されているところでありますけれども、まず第 1 工区・第 2 工区とも含めて、国庫補助についてはどのようなやりとりがなされているのか。内示等をいただいているのかどうか、お尋ねをします。

それから、第 1 工区・第 2 工区とも、この業者さんは学校施設等の建設の実績についてはいかがなんでしょうか。

それから、第 1 工区・第 2 工区合わせて 11 億と 6,500 万ほどですから、約 13 億弱であります。第 1 工区の建設の概要、第 1 工区というのは何か。それから第 2 工区というのは何か。あと残された金額については、今後どのようなことで進めていかれるのか。

以上、よろしくお願ひします。

議長 (齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長 (近藤孝文君) 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

国庫補助金の方でございますけど、当初本年度予算で 1 億 2,000 万ほど上げさせていただきました。その後、愛知県並びに国と交渉いたしました結果、その倍ぐらいいただけるんじゃないか、現在のところそのような計画で担当職員が動いております。

なお、本年 5 月 29 日、国の方より愛知県を通して内示をいただいております。その内示額は、今回の落札率によりまして下回ってくるということは予想されますけど、本年度歳入予算以上に今回の予算は見込まれると思っております。

それから 2 点目ですけど、私の知る範囲内で御説明させていただきます。

実績につきましては、東亜建設工業株式会社につきましては、青森県の方で新設の中学校の建設の実績があるようにホームページで載っております。それから、松岡建設につきましては、愛知県内の高校の増築工事、新築工事と携わっております。

それから概要ですけど、第 1 工区につきましては、既設の本体工事の改修並びに耐震設計、それから東面への新築工事、渡り廊下の解体並びに渡り廊下の新築工事が第 1 工区の概要でございます。

続きまして、第 2 工区の概要ですけど、屋内運動場の小学校向けへの改修、並びにプールの小学校向けへの改修が主な内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 (齊木一三君) 他にありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） まだ答弁漏れがありますので。

総額18億円の予算計上がされておりますが、あと残された予算については今後どのような予定になっているのか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 大体4億ぐらいにはなろうかと思えます。私どもいろいろと整備計画を持っておりまして、できるならばそうした請負残等は基金に積み立てて、次の南小建設に少しでも役立てたいなというふうに、私どもは考えております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） そうすると、この北小学校の施設整備事業については、この第1工区・第2工区でこれで完遂ということで、他に予算を必要とする工事は無いということで受けとめればいいのかどうか。どうですか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 1点、答弁漏れがございました。

第3工区というのを予定しております。これは外構工事でございますけど、内容といたしまして、小学校へ鉄棒・登り棒などの遊具の設置、それから正門の設置工事等を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 私は素人ですからちょっと教えてほしいんですけど、第1工区で入札が25社ありますけど、全部同じ金額でありますね。これというのは、先回の統合中学のときでも全員辞退とかいろんなことが起きましたけど、またこれ変な見積もりが出ています。というのは、見ると最低制限価格がこれだから、皆さんが最低で出されたということだと思いますが、これは見積もりが甘いとか、そういうことにはなりませんか。これ以下でやれるという意味じゃないですか。その辺ちょっと教えてください。

学校教育課長（近藤孝文君） 今回の設計につきましては、プロであります玉井設計事務所が見積書並びに設計時行った建設物価等によりまして、それぞれの単価を求め、さらにそこに係数を掛けて積算したものであります。これにつきましては、私どもがあらかじめ今回の工事概要につきましては、この程度の額でお願いしますということを前提のもとに設計していただきました。ですから、その設計内容につきましては、異論の余地はございません。

それから、受注の私自身の感想、並びに課内で話し合った結果なんですけど、今回の6月のこの工事というのは、県内、恐らく他府県も含めて、本年度最後の単体工事ではないかなという予想をしております。そうすると、この工事をとれない限り、もう本年度の大きな事業というのはあり得ないと、10億程度の事業というのはほかにはないんじゃないかなということと25社の方が取りに見えたんじゃないかなと思っております。

それから、それぞれの積算に対する入札額については、私のコメントは申し上げませんが、やはり今回の公の工事を取るということは、少なくとも第1工区であれば、請求があればの話なんですけど、1ヵ月もしない間に前払金が入ると、第2工区につきましては、前払金を同じように請求さえすれば1,890万ほど入ると。それだけ公共工事というのは、受ける側にとっては非常にメリットがあるんじゃないかなと。なおかつ、工期内に施工して請求書を出せば残金がいただけるということで、今このベースが民間では適用できない。だから、今回25社の方が、また第2工区では2社の方が同じような額を入れられて、社運をかけてやってみるんじゃないかなと、学校教育課内の意見でございます。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) 内容としてはちょっとわかりませんが、これで見ると、第2工区は確かにばらばらで2社が一緒ということで、これはわかりますが、第1工区は25社ということは、とにかく僕は素人目で見ると、競争入札と書いてあるけど、競争入札じゃないわね、こんな。ということは、この最低制限価格というのはどこで出されたものですか。設計者が出されたのか、どこから出た数字か、教えてください。

議長(齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(森 進君) 第1工区の入札の執行については、その経過等もお話をしてきた経過があるわけですが、改めてここで御紹介をさせていただきますと、この第1工区の発注につきましては、一定の条件のもと制限付一般競争入札で執行いたしております。入札の条件を5月7日付で告示をしております。その中に、今回の工事の概要、さらには予定価格、そして最低制限価格を私の方から告示の中でうたって業者の申し出を受けて、今回その結果、25社がその申し出に対して入札に参加をしたいということで申請がございまして、その業者の実績等を調査した結果、最終的に指名審査会で申請のあった25社について競争をするということになりました。それで、今お話があります最低制限価格の設定については、私ども契約所管課の方で内規に基づきまして設定をいたした金額でございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） ということは、行政がある程度、一定の金額に何掛けとかいろんなことを掛けて恐らく出されたと思うんですが、それが適正かどうか、この値段で見ると。例えば設計者から出された14億か何かの7掛けとか8掛けで出されたら、その掛け方が甘かったとか、そういうことは感じられませんか、この金額を見て。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 先ほども第1工区の今回の入札の結果について、学校教育課長の所見もあったわけですが、私どもも正直、入札を執行する中で、今回参加をしていただいた25社が最低制限価格で全員が応札をされるという形のものを見まして、正直びっくりしたわけでございます。最低制限価格の設定については、今も言いましたように、一つのルールに沿って設定をいたしておりますので、これが高かったか安かったかというのは、今の経済状況、さらには工事の発注時期等、いろんなほかの要因があって、結果的にそのお話として言えることではないかなあということを思っております。ですから、今ある私どものルールに沿った中での最低制限価格の設定については、特に私どもとしては間違いではなかったと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第56号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第2工区）請負契約について、質疑に入ります。

議長（齊木一三君） ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 先ほど第3工区について、外溝工事等が予定されているということでありますけれども、概算はどの程度の予算が予定されているんですか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

第3工区の概算ですけど、約3,000万円ほどの工事を予定しております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第56号の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

(午前11時04分)

議長(齊木一三君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時04分)

議長(齊木一三君) 次に、議案第57号 大口町副町長の選任について、質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 先ほど町長の提案説明の中で、まず議決の方法について町長から注文がありました。無記名投票じゃなくて、起立などの採決によってほしいという御発言でありましたけれども、一体、議会運営委員会ではどのように町長同席のもとで決められているのか。議運の委員長の説明をしていただきたいと思います。

議長(齊木一三君) 酒井久和議員。

14番(酒井久和君) ただいまの議案第57号について、これは町長から、けさ議運に提案されたわけでございます。その中で、投票につきましてはどうするかということで審議をいたしました。無記名投票で行うというふうに決定を見ております。町長から情報公開という面においても記名投票、あるいは挙手で行いたいという要望がありましたが、既にこの本会議前の議運におきましてそういう決定を見ております。そういうことで御報告させていただきます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 事、このように一定のルールが敷かれているものについて、また個人的な見解をもって議会の採決方法などについて注文をつけてくるというやり方は、幾ら町長の権限が大きくても、これは逸脱した行為だというふうに言わざるを得ません。住民まちづくり条例等の質疑・応答でも、町長が見解を述べられたことについて、私は極めて大きな違和感を持たざるを得ません。

今、国と地方を合わせた借金が800兆円ということで、大変な時代を迎えているし、これからも日本の経済は縮小の一途をたどって、大変厳しい時代を迎えざるを得ないということで、地方分権という名目で、町長が地方に権限がなかなか来ないし、財源も回ってこないけれども、地方に仕事だけおりてくるという御不満も述べられましたけれども、2018年にはもう道州制がしかれるんだと、あと6年でそうなるんだと。そのときにはまた市町村合併も一気に進むというふうに思われるというような見解も述べられました。こういうときに備えて、住民がみず

からできることについてはみずからやるというような住民自治、そういうまちづくりを大口町で進めていかなければならないというような御見解であります。

私は、道州制などについてはまだまだこれから活発な論議がされて、これの是非については国民的な論議の中で決められていくことであるし、既定のことではないというふうに思っております。また、市町村合併については、町村長会、あるいは町村議長会等で決議をされているように、果たしてこの平成の大合併が小さな村や町にとってどうであったのか。それらの町役場がなくなり、村役場がなくなり、そして過疎化が一層進み、限界集落の壊滅というような事態を招いていると。今、小さな町や村がきちんと存立をして、山村、里山こういうものを守らなければ日本の国土は荒廃し、日本の将来の繁栄はない。そういう趣旨の見解を町村長会等も持っているのではないかとということも申し上げました。しかし、そうはならないだろうと。これはもう宿命的に市町村合併も免れ得ないというような御見解でありました。非常に暗いんですね、展望が。暗い展望の上に立って、住民に自立して、住民同士が協働してやっていかなければもうこの大口町の将来の住民の幸せはないよというような物の考え方によるまちづくり。これには非常に明るさがないんですね。

そういうことで、これは一例でありますけれども、既定の今一部の政府・与党等が言っておられる道州制とか、市町村合併とか、あるいは借金がいっぱいあるとかというようなことで、国民に我慢を強いながら進めるような行政のやり方に、今国民は辟易としております。今の政治は将来を見通して、明るい展望を示してくれていない。3月の朝日新聞の世論調査の結果、そういう思いを持っている人が91%以上にも及んでいる。こういう中で、いかに行政は国民の皆さんに、明るい未来があるんだと、こうすればできるんだというものを示しながら、そのために行政と住民、国民とが協力、協働してやっていこうじゃないかというような呼びかけでなければならないというふうに思うんです。

私は、町長のそうした、私に言わせれば非常に狭い見解の中でのまちづくりを進められていこうとしていることに対して、非常に危惧をしているところでありますけれども、そういう中で、じゃあ町職員のあり方や受けとめ方はどうなのかと。町の職員の皆さんもそれぞれに部署で頑張っておられますけれども、さまざまな見解が私はあるかと思うんです。しかし、今のような狭い立場での見解を職員の皆さんにせつついていくと、求めていくという中で、職員の皆さんがついていけないというような受けとめ方も、私は少なくないというふうに感じております。

しかし、今回提案された副町長、森進氏については、そうした町長の物の考え方と全く考え方を共有している、運命共同体のようなぴったりと寄り添った物の考え方であるというふうに私は受けとめております。もっともっと幅広い視点で、キャパシティーを持って、住民の意見

や、あるいは職員の意見をくみ上げながら、そして明るい大口町の未来に向かって、こういうふうなまちづくりを進めようというような構え、そういう構えの方が私は副町長に今の時期適任だろうというふうに思っております。そういう意味では、別の人選を議会の中ではすべきだという意見も町長に申し上げてきたところでもありますけれども、一度否決された方をまたもう一度提案してくるということについては、いささか私はどうかなあというふうに思いますけれども、町長の所見をまず伺いたいと思います。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 田中一成議員の御意見に回答をしてみたいと思います。

まずもって、強制したというようなことではありません。議会運営委員会があり、議会があります。この本議会が最高の機関であるというふうに認識をいたしております。また、議会運営委員会では、議会のあり方等御協議をいただくところではありますが、私どもが意見を挟む機会ではないなど。上程をさせていただく案件に対して述べさせていただく会であり、会議の運営方法についての御協議は、この議会の中でお願いすることが最高のことであろうということで、今回二つのお願いをさせていただいたところでもあります。

なお、今道州制の話でありますし、また地方分権についての話でありますけれども、これは国家が決めていくことだというふうに認識をいたしております。政府が、あるいは自由民主党、その他の党がどうこれからの国のあり方をつくっていくかということにつきましては、中央集権から地方分権への改革は国家体制の転換であります。そうした中で、今も社会は動いておるわけでありまして、平成17年に地方分権一括法の合併特例についての期限が切れるということで、合併に対しての推進がされたところでもありますけれども、これもあくまで国の方針、国の方向づけに対して地域の考え方をまとめていくときがあったのではないかとというふうに思っております。

政府、あるいは自由民主党、あるいは経済団体が地方分権に対しての中間報告を平成19年3月に示されたわけでありまして。そこでは、道州制については時期としてかかりは2015年であるということを書いておりますし、報告をしております。また、18年には完全実施をしていきたいと。これはすべての団体が国で目標を決めたわけでありまして。私どももそれに対してどう具体的に受け皿をつくっていくかと、これは大変重要な課題であると考えております。これまでも地方分権に対して、あるいは国の大きな転換に対して、いろいろな方向性を国は提示してきたわけでありまして。集中改革大綱であるとか、あるいは官から民への移転、あるいは国家財政のあり方について、分権社会に対してどう対応していくか。大筋では財源移譲、権限移譲をしていくということが決められ、今それを進められておるところであります。私どもも今そのはざまにあって、社会保障制度、あるいはまちづくりについて、いよいよ本格的に取り組んで

いかなければいけないときを迎えたというふうに認識をしておるところであります。

地方分権、中央集権からの大きな変化に対して福祉のありようがまず第一に変わってきたということを考えるわけであります。今までは福祉国家を目指すといった国の姿勢でありましたけれども、地方分権の中では自助・互助、こういうことを中心にして、地域の特色を生かしながら、これに対応するということを国は考えてきたわけでありますし、また、町の発展につきましても、大きく地域の特性を生かしながら地域の活性化を図っていきたい。あるいは住民に権限を移譲していく中で、平成10年でありましたけれども、12月にはNPO法でこれから住民の権限をふやしていこう、あるいは住民の力である程度福祉についてもまちづくりについても考えていこう、こういった形の中で、非営利団体の特例法をつくっていただいたわけであります。私どもはいち早くこういったことに目を向け、まちづくり、あるいはNPO促進条例等をつくってきたわけであります。

すべて地方分権に対してどう考えていくかということが、今一番重要なときであろうと思っております。そうした中で、本議会につきましては、議案第42号 まちづくり基本条例をお認めいただきました。一部修正はあったものの、大勢としてこれからのまちづくりに対しての提案に対して賛同をいただきました。大変ありがたいことだと思っておりますし、これからいよいよ本番に移っていく。そうしたときに、このことを共有するまちづくりに対して考えを一にしていく副町長を迎えることは大変重要なことだと思っておりますし、かつてそれに気づかず、なかなか意見がそぐわなかった副町長を解任した覚えがあります。そうした不幸を二度と起こさない、まちづくりを一丸となって取り組んでいく。職員一同そんなつもりでおってくれますし、議会の皆様方にも御賛同をいただきながらこれからは進めていく。そのためにも、ぜひ副町長を御承認いただきたい、お認めをいただきたいと、このように考えて上程をさせていただきました。

これは、先ほども申し上げましたように、町民、あるいは職員のまとまった意見でありますので、格段の御理解をいただければと思っております。よろしく願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 大切な議案ですけれども、質疑・答弁は簡潔・明瞭にお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 酒井町長も、私と年が近いせいもありまして、難しいことを言われなければいろんな感覚は今までの町長の中で一番近いし、いろんなことで共通点がいっぱいあって、主張されていること、政策的に共有できること、賛同できることがいっぱいあるわけであります。いっぱいあるんですが、地方分権といいながら、やっぱり地方の自主性、大口町の自主性、そういうものをもっとしっかりと持っていたかかないと、私は極めて危険を伴うなという一例

が集中改革プランです。国の方は、全国すべての自治体が国の方針に基づいて、財政も厳しいんだから、集中改革プランをつくりなさいと、提出しなさいというふうに言われました。そのときに議会は何の相談も受けておりませんが、今やその集中改革プランは確実に実行されて、住民の福祉の切り捨てなどに使われてまいりました。これは住民自治どころか、議会軽視も甚だしいし、大口町には総合計画とか、マスタープランとか、次世代支援計画とか、いろんな計画がありますけれども、何事にも増してその集中改革プランが先行されるというようなやり方、これは議会軽視でもあるし、住民軽視であるし、全く非民主的な国に追随したやり方であって、私は腹立たしい限りで、きょうでも全く町長の言っていることとやっていることはそぐわないなど、合わないなというふうに思っております。

そういう中で、森氏については、私は何度か、その集中改革プラン等の問題についても、議会も承認をしていない、どこで決めた、執行部が勝手に決めたことじゃないかと。そんなことをこれに基づいてやりますというようなことはとても理解できないし、それらについては考え直すべきだというようなことも言ってまいりましたけれども、断固として言うことを聞かない。これについてはこれに基づいてやらせてもらうという一点張りであります。余りにも包容力に欠けた物の考え方だなあというふうに思っております。森氏についても、もちろん長い経験と頭の切れる方でありますから、一定の職員の皆さんの人望もあり、そしてリーダーシップを握ってこられた点については期待感もあろうかと思っておりますけれども、議会の我々が指摘をしても自分の持論については一切曲げない。時には声を大にして、町長のように食ってかかってくるような勢いで反論してくる。そういうことでは、本当に議会の意見、住民の意見を吸収して、包容力を持って町全体をまとめ上げていける資質については、私は明らかに問題があるというふうに思っております。

今、民間の職場でも公の職場でも、人事評価、あるいは行政評価、みずから評価を下して提出しなさいというような民間の手法をまねた人事評価によって、職場内のグループ制など団結力を持って事を進めていかなければならないような仕事が非常にやりにくくなっていると。しまいにはいろんな課題がトップダウンでおりにてくることについて、自分の考えにそぐわないことをやらざるを得ない、そういうようなことが執拗に行われて、パワーハラスメントと言いますけれども、うつ病になったりする例が民間でも公の職場でもあるというような状況も私はわかっていないんじゃないかというふうに思います。そういう面では、なぜもっと幅広い人材の中から再提案をしてこなかったのかということについては理解ができませんが、改めて町長の見解を伺いたいと思います。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） まずもって共産党さんの議会での発言等、大変興味のあるものを私は感

じておりますし、共感のできる部分もあるなということは元来考えてきました。しかしながら、地方分権一括法に対しては、共産党さんとは交えない一線があるのではないかなあというふうに感じています。しかしながら、与党・野党を通じて、全会派が国ではこれをお認めいただいて、これから国を救っていくのはその分権法に頼るしかない。こんなことは国の共通した意見でありますし、これからは分権法に従い、国の新たな時代が始まってくる、これに対してどう対応していくかは地方の我々の務めであり、そのことをいち早く改革に努めていくことが住民の幸せであるというふうに思っております。今回の条例につきましても、住民主権、そして住民の発議のできる機会を多くつくっていただいたというふうに思っておりますし、これをお認めいただくことは、大変これからのまちづくりに対して重要な案件であろうと思っております。

あまり長くなりますと御迷惑をかけますので、またゆっくりお話ができるかというふうに思っておりますし、この件に対しては地域の皆様方と十分にこれからお話し合いを持つ機会をつくっていききたい、赤裸々に議会のありよう、私どもの考え方も話していこうと思っております。

最後に、ゆでガエルという話があります。つい先日、職員が朝の朝礼でゆでガエルの話をしてくれました。およそ総務にも関係ない、あるいは地域協働部とも関係のない幹部職員でありましたけれども、我々はこれから住民に対して変化を訴えていかなければいけない。ゆでガエルになってはいけないと言いながら、10年この方職務に努めてきた。そういうことで改めて考えていきたい、こんな話を私どもの前で話してくれました。職員も大いに感銘を受けたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 私も一言ちょっと申し上げたいと思います。

今、田中議員からもちょっと出ていましたが、四、五年前だったですかね、僕が一般質問で「町政を問う」という、いろいろと質問をした記憶があります。そのときに、町長の2期目のときにこういう点を直してもらったら議員全員が支持をしようということで、一筆書いて出した記憶があります。その回答に対してはほごにされたか、ほとんど守られなかったというように記憶しております。そのときの一般質問では、町長の独走をとめるには、ワンマンをとめるには、とにかくその当時助役と総務部長、あなたたちが部課長と職員と町長の間を取り持たないかんということを述べた記憶があります。そのときに、あなたたちも町長がやっていることに対していかんと思うこともあるだろう。そういうことにはとにかく立ち向かって反対して、もうあなたたち殴られても何でもいいで、とにかくそれを阻止するまでにはいかんにしても、

反省を促すというような発言もしたと思います。そういうことも全然、今までずっと来ているところでは無視されていると思いますけど。

話は変わりますが、先ほど町長がこの人事案件に対しては有識者から賛成をしてもらっているということを言われました。私も昨年からずっとこの問題で悩んでいまして、15人の方に、議会OB、行政OB、いろんな方に聞きました中で、私が聞いた範囲内では、15人の方の一人として森氏がいいと言う人はおりませんでした。特に町長の地元の方なんかは、特にひどく反発してみえました。町長もよく御存じでしょうが、町民は全然そんなことはお構いなしで知りませんから、そういう有識者の意見としては、私は大勢が反対だと思います。その方を町長が、この間もある議員に対して、おれの後はそれだと。その後すぐに町長に持っていきたいというような発言もされたそうです。それが本当かうそかどうかわかりませんが。

それとか、我々がずっと去年は教育長問題からいろんなことでいろいろなあれがありました。町長が僕らに対してモンスターアセンブリーマンというあだ名を僕たちにつけられました。覚えてみえますかね。言われましたかね、それは。だが、それが1月の僕たちの会合のところへ町長を呼んで話したときに、話されたことは覚えてみえますか。モンスターアセンブリーマンというのはおまえたちのことを言うんじゃないと、相手のことを言っておるんだと。そういうことをはっきり僕らみんなの前で言われたことを記憶してみえますか。相手の方ということは、相手の長老ですよ。あれはとにかく信用ならん。人事にまで口を出してくると、そんなことを町長、言われたんですよ。それに同調する今度の候補者ですね。そんな町長が推されるような人を選んでいけますか。あることを聞けば、田中議員も言ってみえましたが、強い口ぶりで押さえつける。病気になっちゃって休んじゃったという方もつい最近も見えましたが、そんな方を町長が選んでくるなんてことは、僕はあまり賛成できないんです。皆さんほかの方はどうか知りません。それでもよしとして選ばれるかもしれません。今まで、それで何回も何回も苦い目に遭った方もあります。一遍その辺も考慮して、皆さん、考えましょう。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） モンスター発言につきましては、私はここで一般質問も受けましたし、そのときにも回答をさせていただいたと思っています。いまだにそのモンスターがだれだかは特定ができていません。おおむねこういう方だろうなあという特定はできますけれども、断言をすることはできません。議会全体がこれから考えていただくことだと考えています。

（発言する者あり）

町長（酒井 鎧君） いえ、言っていない。それはいまだに考えていますから。そういう形で一般質問も回答をしたことを読みいただければありがたいなあというふうに思っております。

そのことを申し上げると同時に、私は今大切な時期に来ておるといふふうに思っておりますし、町民の皆さんにぜひ今大きな転換期にあることをお伝えいただきたい。この1点であります。時代は必ず変わっていきます。そして、私どもはそれに対応していく。国が決めていくことに私どもは逆らうことはできませんし、中央集権がよかったと私自身も思っています。しかしながら、いい面と悪い面がある。それは、中央集権はこういう役職におりますと、上からの指示で全部を決めていただく。そういうことでは大変ありがたいことではありますけれども、いざ困った、究極の事態になっていくと、自分らの力量が発揮できない。分権社会がいいなと思っております。

戦後の復興でありますけれども、昭和20年に敗戦を迎えました。そのときにはみんな無一文の状態でありました。今、経済危機を踏まえて、私どもは大きな負債を抱えています。住民が一人ひとり努力をしていかなければこの国の復興はあり得ない、こんなことを考えるわけであります。この時代の転換を、国がそれを訴え、そして私どもがそれを実践していくといったことで、地方分権がこれからの社会を救っていくものだというふうに考え、取り組んでまいりました。よろしく御理解のほどお願いをいたします。

議長（齊木一三君） ただいまは質疑を受け付けておりますので、今の会派の議論は討論になっておりますので、くれぐれも質疑ということで発言願いますようお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） いろいろと町長は言われますけれど、先ほども、この間の会議でも18年に道州制が始まるというようなことを言ってみえましたね。これは僕らはあまり聞いたことがないので、それが本当かどうか町長の思惑かもしれませんけれど、この合併に対しては、平成の合併でも近隣市町、3市2町のときにも町長は真っ先に逃げ出した、大口町は逃げ出した口だと思っておりますが、そのことがまた最近変わったことを言ってみえますので、ちょっと不思議だなあとは思っていますけれど、それはいいとして、とにかくモンスターアセンブリーマン、これはちょっと大事なことでありますので聞きたいんです。モンスターアセンブリーマンということは僕らに対して言ったことないと言われるんですか。はっきり言ってください。それと、会合の席で相手に対して、おまえらじゃない、あっちのことだと、それもはっきりみんなの前でこれは証人もおりますが、そういつて言われましたが、それも言った覚えがないと言われるんですか。その二つの返事だけください。

議長（齊木一三君） すみません。議案とちょっと逸脱しておりますので、ちょっとそれは削除したいと思いますので、この場じゃなくて、次の場をお願いしたいと思うんですが。

11番（吉田正輝君） いや、それに関連があるんだよ。そういう人が同じような思いの人を

選ぶという意味だでね。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 改めて言わせていただきます。

そのことについては決めておりませんので、もしそれに近いことを言ったとしたら、誤解を与えたと思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私は、議会運営委員会の委員でもあるわけですがけれども、今回のこの人事案件については、5月28日の臨時議会で否決されたその続回であろうというふうに思います。

この5月28日の臨時議会が開かれる間に、実は議会運営委員会が2回開かれているんです。5月22日の議会運営委員会では、その会議の終わりがけだったと思いますけれども、副町長の選任について6月議会で提案させていただきたいと。それについては、近隣市町の皆さん方に御迷惑をおかけしているという説明があったと私は記憶をしているわけでありまして。これを聞いたときに、私は本当に驚いたんです。近隣市町の皆さん方に御迷惑をかけている。そのためにこの副町長の選任をするのかということ非常に私は驚いたわけです。続いて、5月26日の議会運営委員会ではどう言われたかということ、さきの議運では6月の定例会で提案するようなニュアンスで話をしたかもしれないけれども、5月28日の臨時議会で実は副町長の人事案件については提案したいと。その折に、住民の皆さん方に御迷惑をおかけしている。これが提案の理由だったというふうに私は承知しております。一体、この副町長の選任についての町長さんの提案理由の本当のお気持ちは一体どちらが正しいんでしょうか。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議運については、従来は5月26日に開かれる、最初はそういうふうに決まっておったと思っております。それが急遽、議案があって、臨時議会を開いていただくことになったわけでありまして。その日にちが28日でありました。本来の議運につきましては、26日にやる予定が繰り上がったわけでありまして。会派の方をお願いをして、会派としての賛成会派は3会派ありました。その3会派を除いて保守系の1会派がありましたので、そして公明党さんがありましたので、まずは連合を結んでお見えになります新会派の会長さんに合わせて協議をしまいいりました。その中では、今度はこの6月議会に対して早く上程をしまいいりたいので、お願いをしたいという話をしました。それで、先方からは6月議会の最終日に、きょうでありますけれども、上程をしてほしいということがありましたので、いやそれでは遅いので、6月議会の冒頭でお願いをしたいということをお願いをしまいいりました。そんな中で、臨時議会があることになって議運が早まったものですから、その意見に対しての会派の意見をお伺い

することができなかった。そんな中で、電話で議長さんにこのことで会派についての意思統一ができないものかということをして……。

(発言する者あり)

町長(酒井 鉄君) 5月22日に議運が開かれたわけではありますが、前日の5月21日に議長さんにお電話をさせていただきました。電話の中で、会派の御意見を伺っていませんが、会派としての意見をおまとめいただいて賛同をいただけないかと、こんな話を電話でさせていただきました。議長さんからは、申しわけないけれども、やっぱり小さな会派でまとまりがないので、今回はまだ賛成するという話にはならないと、こんな御意見をいただきましたので、22日の議運の中で、早急に決めたいということで、人事案件を上程させていただくというその件だけお伝えをいたしました。

そして、22日は週の終わりでありましたので、22日から23日、24日が土・日でお休みでありました。25日には丹羽広域事務組合が開かれました。そのときに副議長さんも出席をされておりましたので時間をとっていただけないかと、議会の終了後にお会いする機会がありました。25日に、この件に対して、その会派の方で何とか意見を取りまとめていただけないかとお話をしましたが、想像を絶する御意見をいただきまして、この状態ではまとまらないなというふうに関し、とりあえず近隣市町にも本当に御迷惑をかけている状況が続き、また副町長の代理、あるいは町長の代理として出席をいただきました幹部であります会計管理者、あるいは教育部長を初め各部長に大変な心労をいただいておりますなということで、また先方にも大変御無礼なことをしておるなといったことで、その議運の中で上程をさせていただくと言ったことは、臨時議会、あるいは本議会の二つの議会を指して物を言わせていただきました。このことに対して、議会事務局長にこの二つを指しておるだけけれども、念を押さなくて大丈夫なのか、これで大丈夫でございますという返事をもらっておいた記憶があります。御理解のほどお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 私の質問にまともに答えようとしない態度ではないかと、私は非常に今ふんまんやるせない思いであります。町民のために副町長が必要なのか、それとも近隣市町のために副町長が必要なのか、その単純なことを私は聞いたつもりなんですけれども、そのような他の会派とのやりとりの状況を御説明してほしいなどということは、私は一言も言っていないはずで、こんなに時間を費やして、非常に時間ももったいない、私はそのように思います。何のためにそのようなことを今答弁しなければならないのか、私には理解ができないですよ、本当に。

近隣市町の皆さん方にも迷惑をかけておる、職員の皆さん方にも迷惑をかけておる。だから選任するんだという今の答弁を聞いていると、そのようにしか聞こえないんですよ。まさにこれは、住民不在じゃないですか。今の答弁を聞いていても、住民の皆さん方に申しわけないだとか、そういう一言もないわけですから。非常に私は憤りを感じざるを得ない。そういう状況を、今の議場の中で皆さん方感じられたと思いますよ、これは。全部御自分の御都合だけのごとで今回の副町長の選任をしていきたいと、こういうふうにはしか聞こえないじゃないですか。私は、町長のそうした御発言を聞けば聞くほど、この議案についてさらに深く考慮せざるを得ない、そういう状況に私は今あることを申し上げて、私の発言を終わります。

以上です。答弁は要りません。もう無駄です。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 言葉の中で住民が抜けておったという話でありますけれども、これは副議長さんの方からお話を聞いたときに、住民はそんなことは関係ないよ。住民は副町長なんてなくても同じだと、あってもなくても一緒だという話を聞いて茫然としたわけであります。当然、住民の皆様方には直接わからない部分かもしれませんが、周りの市町との連携ができない、負担をかけるということは、少なくとも町民にとっても大きな不利益を与える、こんなことが前提で今回の話をさせていただきました。当然のことであります。住民に不利益を与えないためにも、副町長の設置をお認めいただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって議案第57号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時53分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時05分）

議長（齊木一三君） 続いて、討論・採決に入ります。

議案第55号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事（第1工区）請負契約について、討論に入ります。

議長（齊木一三君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

議案第55号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 明日の学校づくり施設整備事業大口北っ子わくわく小学校整備工事(第2工区)請負契約について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

議案第56号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号 大口町副町長の選任について、討論に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の採決に入ります。

この採決は、会議規則第80条の規定により、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

議長(齊木一三君) ただいまの出席議員数は14名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 丹羽勉議員、8番 土田進議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第82条の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。また、棄権についても白票と同様反対とみなしますので、誤りのないようお願いいたします。

(投票用紙配付)

議長（齊木一三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（齊木一三君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

1番議員から順番に投票願います。

（投票）

議長（齊木一三君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

丹羽勉議員、土田進議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（齊木一三君） それでは、投票結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票であります。有効投票のうち、賛成8票、反対6票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第57号 大口町副町長の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（齊木一三君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長から、大口町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに

決定いたしました。

閉会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年第7回大口町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時15分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会議員 宮 田 和 美

大口町議会議員 酒 井 廣 治

写

平成21年6月10日

大口町議会議長 齊木 一三 様

総務建設常任委員会

委員長 倉知 敏美

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条により報告いたします。

記

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|------|---|------|
| 第45号 | 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第46号 | 平成21年度大口町一般会計補正予算(第2号)(所管分) | 原案可決 |
| 第50号 | 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更について | 原案可決 |
| 第51号 | 尾張土地開発公社定款の一部改正について | 原案可決 |
| 第52号 | 大口町道路線の廃止について | 原案可決 |
| 第53号 | 大口町道路線の認定について | 原案可決 |

写

平成21年6月9日

大口町議会議長 齊 木 一 三 様

文教福祉常任委員会

委員長 丹 羽 勉

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条により報告いたします。

記

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|------|---|------------------------|
| 第42号 | 大口町まちづくり基本条例の制定について | 別紙のとおり 修正議決すべきものと決定 |
| 第43号 | 大口町国民健康保険税条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第44号 | 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第46号 | 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分） | 原案可決 |
| 第47号 | 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 第48号 | 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について | 原案可決 |
| 第49号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 原案可決 |

写

議案第42号大口町まちづくり基本条例に対する修正案

議案第42号大口町まちづくり基本条例の一部を次のとおり修正する。

第28条に次の2項を加える。

- 2 前項の目的を達成するため、この条例の内容については、平成22年4月1日から数えて4年ごとに見直しを行うものとします。
- 3 前項の規定は、この条例の4年未満における見直しを妨げるものではありません。